

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会旅費規程

平成 5年 4月 1日制 定

平成11年 3月26日一部改正

平成16年 4月 1日一部改正

【趣 旨】

第1条 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会の役員及び職員が、会務のため旅行する場合は、この規程に従って旅費を支給する。

【旅費の種類】

第2条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・車賃・航空費・日当・宿泊料とする。

【旅費の計算】

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、会務の都合または天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

【鉄道賃】

第4条 鉄道賃は、鉄道旅行についてこれを支給する。

2 鉄道賃は、次の各号に従い旅行運賃（以下「運賃」という。）、急行料金（これに対する通行税を含む。）及び座席指定料金によりこれを計算する。

(1) 急行料金を徴する路線による旅行の場合は、次に該当する場合に限り、その乗車に要する急行料金

ア 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの

イ 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行する場合には、運賃、前号に規定する急行料金のほか座席指定料金（普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）

【船 賃】

第5条 船賃は、水路旅行についてこれを支給する。

2 船賃は、旅客運賃（はしけ及び栈橋賃を含む。）、寝台料金及び特別

船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金により鉄道賃の例に準じてこれを計算する。

【車 賃】

第6条 車賃は、陸路旅行についてこれを支給する。

- 2 車賃は、鉄道または船舶の便のある区間の旅行については、これを支給しない。ただし用務の性質鉄道または船舶により難い場合は、この限りでない。
- 3 車賃は、別表に掲げるところに従い、路程を合算してこれを支給する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 4 特別の事情により定額の車賃をもってその実費を支弁し難い場合においては、実費を支給することができる。

【航空賃】

第7条 航空賃は、航空旅行についてこれを支給する。航空賃は特別の必要のため会長の許可を受け航空機により旅行する場合に限りこれを支給し、旅客運賃にこれを計算する。

【日当及び宿泊料】

第8条 日当及び宿泊料は別表に掲げるところに従い、定額によりこれを支給する。

- 2 日当は日数に応じ、宿泊料は宿泊数に応じてこれを支給する。
- 3 日当は、会務の都合により宿泊した場合のほか、鉄道旅行にあっては100キロメートル未満、水路旅行にあっては50キロメートル未満、陸路旅行にあっては25キロメートル未満のものについては、定額の2分の1とする。
- 4 1旅行で、鉄道、水路または陸路にわたるものにおいては、鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなし、前項の規定を適用する。

【旅費支給の特例】

第9条 本会以外の団体から旅費の支弁をうけるときは、この規程に定める旅費は、これを支給しない。ただし、旅費額がこの規程に定める旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

- 2 研修会、講習会及び各種大会等に参加するときは、実費額により支

- 給することができる。
- 3 本会が提供する船車等で旅行するときは鉄道賃、船賃または車賃は支給しない。
 - 4 会長は、適宜により旅費の定額を減じ、又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。
 - 5 特別の必要により、別表に定めていない者に旅費を支給する必要があるときは、別表に準じて会長がこれを定める。

【市内旅行の旅費】

第10条 勤務場所から1往復2キロメートルをこえる地域へ出張するため、交通機関を利用するときは、その乗車に要する料金を支給する。ただし特別の事情により勤務場所から1往復2キロメートル以内の地域へ出張させるため会長が交通機関を利用させたときはこの限りでない。

【委 任】

第11条 外国旅行その他この規程に定めのない事項及びこの規程の施行に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別 表

区 分	車 賃 (1キロメートル につき) 円	日 当 (1日につき) 円	宿 泊 料 (1夜につき) 円
役 員	37	2,900	13,900
事 務 局 長	37	2,600	13,100
事 務 局 次 長	37	2,200	11,300
職 員	37	1,700	11,000